第2回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会(議事概要)

日 時: 平成24年11月14日(水)14:00~16:00

場 所:議事堂3階301委員会室

出席者:三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員9人

資料:第2回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

環境生活部資料

警察本部資料

資料1-1 他県の飲酒運転防止条例について

資料1-2 他県の飲酒運転防止条例集

資料1-3 他県の飲酒運転防止条例項目比較表

資料2 各国の飲酒運転に関する状況

資料3 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会の経過及び予定表(案)

1.飲酒運転の現状等に関する執行部からの説明について

委員:「第2回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会」を開催いたします。本日は、環境生活部、警察本部から飲酒運転の現状等に関する説明の後、事務局から他県の飲酒運転防止条例に関する説明を行っていただきます。最初に、環境生活部、警察本部からの現状等に関する説明をいただきますが、委員の皆様からは環境生活部、警察本部の順で説明を行ってもらった後に、両方を含めてご質問をいただきたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。それでは、環境生活部からご説明をよろしくお願いたします。

執行部:それでは、飲酒運転の防止に向けた三重県の取組についてご説明をさせていただきます。資料の1ページでございます。三重県では毎年、1年間の交通安全県民運動に係る実施要綱を11月下旬を目途に作成し、三重県交通対策協議会の構成団体を通じて県内全域に配布をしております。その中で年間の安全運動の重点目標としまして、「飲酒運転の根絶」を定めて、取組方法等を定めた実施要綱には、「ハンドルキーパー運動」の参加等を盛り込み、飲酒運転根絶意識の高揚を図っております。次に、2番目でございます。各季の交通安全運動についてであります。県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎年4回、交通安全運動を実施しております。第1が、春の全国交通安全運動であ

ります。期間は4月6日から4月15日までの10日間。2番目が、夏の交通安全県民運 動であります。期間は7月11日から20日までの10日間。3番目が秋の全国交通安全 運動であります。期間は9月の21日から30日までの10日間。最後が、年末の交通安 全県民運動であります。期間が12月11日から20日までのいずれも10日間であります。 この各季の運動の重点項目には、毎回、飲酒運転の根絶を定めておりまして、それぞれ 要綱を定めてハンドルキーパー運動への参加や、運転代行業の利用促進などを呼びかけ ているほか、ポスター、チラシを作成して交通対策協議会それぞれ傘下の構成団体を通 じて、県内全域に配付をしております。また、運動初日には、警察関係機関等の参加に よる「交通安全運動出発式」等のイベントを開催し、地域住民による飲酒運転追放を盛 り込んだ交通安全宣言等を実施しております。また、県内各地においては、それぞれ市 町単位、警察署単位でチラシ、啓発物の配布等を通じて交通安全啓発キャンペーン等を 行っており、県民の飲酒運転根絶意識の高揚を図っております。2ページ目でございま す。三重県交通安全研修センターにおける交通安全教育についてであります。三重県運 転免許センター内に設置をしております三重県交通安全研修センターのスタッフが、一 般ドライバーに対する交通安全教育の一環としまして、飲酒運転体験ゴーグルを用いた 実践的な飲酒運転防止講習を随時、行っております。また、今年度中に同センターに新 たに更新をいたします運転シミュレーター、これには飲酒運転体験機能を備えたアルコ ール依存症の簡易検査機能が装備をされております。これを活用して、さらなる飲酒運 転根絶に向けた安全教育の充実を図っていこうとしているところであります。また、各 市町の交通安全教育指導員との連携を密にして情報交換を行うなど、交通安全教育の支 援のレベルアップに努めてまいります。次に、飲酒運転根絶啓発用のDVDの貸出につ いてであります。 県では警察署や民間企業等に対しまして交通安全啓発用のDVDの無 料貸出を実施しており、飲酒運転根絶をテーマにしたものも扱っております。新作のD VDの購入にあたっては、飲酒運転防止を強く訴えるものを厳選して、県民の飲酒運転 根絶意識の高揚を図っております。説明は以上でございます。

委員: あとは参考資料でよろしいわけですね。説明はそんなに忙しく速度超過にならない程度で結構ですので。安全運転でご説明いただければと思いますから。続きまして、よろしくお願いします。

執行部:警察本部関係資料に基づいてご説明いたします。交通事故情勢ですが、ご承知のように人身事故、死亡事故は順調に減少してきております。2番目の飲酒事故についてでありますが、これは資料1に横になっているグラフがありますので、これをご覧いただ

くとお分かりいただけると思います。飲酒運転が絡む、つまり、この「絡む」との言い 方ですが、飲酒運転をしていたから事故になったかというと、そうではなくて、飲酒運 転が原因で事故になった場合は酒酔いでありまして、つまり、これは人身事故、前方不 注意とかいろんな交通違反を伴った事故ではあるが、飲酒運転であったとの意味が「飲 酒運転が絡む」という表現なのです。このグラフ、人身事故、飲酒運転が絡む人身事故 が左に、非常に高いところにありますが、それは年々、見ていただくとお分かりのよう に減少してきております。その人身事故のうち、死亡事故は色の付いた部分でありまし て、例えば、平成12年は42件あったのですが、昨年は6件と、これも激減してきてお ります。そこへ今度は飲酒の検挙件数、これは線のグラフですが、これも平成 13 年に はぐっと高い4,700件ぐらいのところにあるのですが、ずっと落ちてきていまして、検 挙件数も落ちてきている。ただ、この取締り検挙件数の落ちてきているのは、警察官が 怠けているわけではございません。確かに違反そのものが少なくなっている。それと相 反しまして、今度は右肩上がりの点線のグラフがあると思いますが、これは飲酒運転を 防止するための、役務提供回数と難しく書いてありますが、お客様を何回運んだかの回 数でありまして、これは右肩上がりで非常に上がってきております。つまり、飲酒運転 で帰られるお客様が、そうではなく代行業で帰られているという、これが証拠でありま して、そういうものも相まって飲酒事故そのものは激減してきている。けれども、まだ 根絶には至っていない状況であります。そこで、飲酒運転の根絶対策でありますが、飲 酒運転といいますのは、ついうっかりという過失ではありません。完全な故意でありま す。悪質な故意犯でありますから、警察としましても重点課題として、取締りも最重点 と位置付けて取締りには取り組んでおります。その他、広報啓発関係では飲酒ゴーグル といいまして、はめるとグラグラしてお酒に酔ったり帯びたりしたような状況を疑似体 験できるようなゴーグルをはめていただいて、飲んでいるとこんな状態になるのだと実 際に体で感じていただくことも取り入れた交通安全教育も推進しております。あと、ハ ンドルキーパー運動といいまして、お酒を飲む方と違うお酒を飲まない方を一人決めて いただいて飲みに行かれるならば行ってくださいと。そうでなければタクシーで行って いただくなり、帰りは代行業で帰っていってくださいとの意味のハンドルキーパー運動 を進めておりまして、今年の9月現在では、それを実際に促進していただいているお店 が300 店余り、事業所も338 事業所と。お店ではいろんなハンドルキーパーさんを勧め てくださいねと。中にはハンドルキーパーさんにはソフトドリンクを差し上げますとや ってみえるお店もあるように聞いております。事業所については、飲みに行くのならハ

ンドルキーパーを決めなさいとか、そういう運動を進めていただいており、もちろん 我々もそこにはいろんな飲酒の情報提供もいたしておるところであります。そこで、最 後の関係法令ですが、資料2、3に書いてあるのですけれども、資料3を見ていただく と一番よく分かると思うのですが。酒酔い運転は、当初、道路交通法が昭和35年にで きた時には、酒気帯び運転は何もお咎めがなかったのです。酒酔いだけがお咎めがあり まして、もちろん免停もありませんでした、この時は。5万円以下の罰金で済んだので す。それがずっと続きまして、昭和62年に酒酔いについては10万円になり、平成14 年に50万円になって、平成19年に100万円になった罰金の経緯があります。酒酔いの 行政処分が出たのが昭和44年であります。酒気帯びはあとでご説明いたしますが、酒 酔いはこの時60日、それが昭和53年に1年の取消、平成14年に2年の取消、最後、 平成21年には3年の取消と、こういうふうに段々厳罰化になってきました。そして、 酒気帯びですが、これは先ほど申し上げたとおり、最初は何も罰則がなかったのですが、 昭和44年に30日の免停が決められて、この時に呼気中0.25ミリグラム以上、アルコ ール分が呼気1リットルに検出された場合には免停になるのが、昭和44年に初めてで きました。それからずっと平成 14 年までは改正がなく、平成 14 年に今度は 0.25 では なく、0.15 以上がだめです。0.15 以上でも0.25 未満なら30 日免停です。0.25 を超え ると 90 日の免停になりまして、これが平成 14 年です。その 7 年後である平成 21 年に は、酒気帯び0.25以上は2年の取消と。0.15以上で0.25未満であっても90日の免停 と厳しくなりました。酒気帯びに罰則の関係ですが、罰則ができたのが昭和 45 年で3 万円だったのですね。昭和62年に5万円になりました。平成14年に30万円、平成19 年は50万円と、同じように懲役も段々厳罰化してきております。そういう道路交通法 の改正がありまして、そこへもって平成 19 年には、ここに、飲酒運転周辺者 3 罪とい い、平成19年に道路交通法65条、「何人も、酒気を帯びて運転してはならない」と元々 あった1項に2項、3項、4項が追加をされ、つまり飲酒運転になる車そのものを与え た人、この人も同罪ですよと。酒気帯び運転になるようなお酒を提供した人は、若干刑 は緩いけれども罰金になります。もちろん懲役もあります。それと、今度は知っていて 乗せてもらった人についても、罰金・懲役がありますという3罪ができました。危険運 転致死傷罪は、著しい速度があって運転不能とか信号無視を思い切りやってぶつかった とか、もちろんお酒に酔って無謀な運転をして運転不能な状況の場合には、従来の罪で はなく、もっと厳しいものが平成13年に施行されました。それを今、承知していただ いたうえで、資料1をもう一度見ていただくとお分かりかと思いますが、上の棒のグラ フ、飲酒取締り件数、事故もそうですが、平成14年に、先ほどの罰則改正がありまして、0.15以上になった年ですが、かなり落ちました。しばらく落ちていたのですが、また上がりはじめてきた。そこで、平成19年に今の飲酒運転3罪ができ、ゴーンと落ちました。その2年後である平成21年に罰金が100万円になりました。更に落ちました。そういう状況もあって代行業も盛んになり、罰則も重くなり、段々減少をしてきている状況です。ただ、根絶に至らない原因の一つには、常習者ということもあり得るでしょうし、我々、行政処分の決裁を毎週やるのですが、見ていると結構70歳とか75歳とかいう方が多いのですね、それも昼間から。なぜかなというと、この方たちが免許取った時は酒気帯びはそんなに重くなかったのですね。まだそういう感覚もおありなのかと、これは私の個人的な推測ですが。酒気帯びぐらいならいいじゃないか、酔ってなかったらよいのではないかなとの考えもおありなのかどうか、分かりませんが、結構高齢者の方の飲酒運転も目立つなと感じているところです。最後は安全運転になったか、早くなったかわかりません。すみませんでした。以上で説明を終わります。

委員:ありがとうございました。ただ今は、環境生活部、警察本部から説明をいただきました。この説明を受けまして、委員の皆様から質問があればお願いをしたいと思います。

委員:ご説明ありがとうございました。最後おっしゃったように、今、検挙される人数が減ってきている中で、70歳以上の酒気帯びの方なんかが結構目立つのではないかとのお話もあったのですが、そのほか、再犯の方が多いとか、こういう傾向があるとか、そういった検挙者の分析がなされていたら教えていただきたいのが1点と、運転代行業について、これは県警だけではなく、県かもしれないですが、運転代行業自体を立ち上げることの支援とか、そういう支援策を何かなされているのかどうか。というのは、地域によって結構ばらつきがあるのかという気がしまして、それは当然といえば当然なのですが。人口密集地や、そういう飲む場所が多いところには運転代行業者は結構あろうかと思うのですけど、運転代行業が少ない地区、例えば、志摩市は運転代行業ってあんまりないのかなという感じがありまして、伊勢市はありますが、そうなると南伊勢町も多分ないでしょうし、そういう地域間のばらつきがある中で、特に運転代行業者の空白区域に対する施策は何かあるのか教えていただきたいのですが。

執行部: 私から再犯の関係でお答えします。実際に免停を受けて、また免停の方もいるわけですが、正確にその方が何人いるか、データは持ってないですが、再犯の方とは、取消になる方はみえますので、この方については、現在、酒帯びですと3年になるわけでして、酒気帯びでも0.25以上ですと2年後と。2年後に取りに来られるかどうかも分か

らないので、そこら辺が分からないですが。免停の場合は、以前も免停があるのに酒気 帯びをした方は取消しになってしまうのですね。したがって、4回5回もという方は、 まずそういう意味では計算的にないのかなと。飲酒運転でもそういう過去にもあったよ うな方の場合には、KAST (カスト)といいまして、「久里浜式アルコールスクリーニン グテスト」というアルコール依存症の度数を測るスクリーニングペーパーがありまして、 これもやっていただくように課長会議等でも私、指示をさせていただいています。そこ で依存の疑いのあるような方は、ぜひ、病院へ一度行ってきてくださいと。これは申し 上げないと、ご自分からはなかなか行かれないと久里浜病院の先生に聞いたことがある のですが、脳とか肝臓とかおかしくなってから病院へ来られる状況で、そうでない状況 では、やはり陰に隠れぐいっと飲むと。ちびちび飲まれないのですね。そうすると常に アルコールは体に無ければいけない方については、ある意味、免停でやってもあまりこ たえてない、悪いことは分かっているけどやめられないという、そういうところもある かと。ただ、再犯の方は、私も免停の行政処分をしている中で、そんなにたくさんの方 がみえる感覚はないのですが。感覚的なところで申し訳ございません。代行業の支援の ことは県さんの方から回答があると思います。代行業は確かに当初、三重県が始める平 成 14 年に始まって以来、高知とか富山で非常に盛んになったのです。これは需要と供 給の関係もあろうかと思いますが、確かにばらつきは、ご指摘のとおり、ある認識は持 っております。例えば、私は亀山なのですが、私が歩いていると、きっちり随伴されて、 本当に模範的な代行業者の方もおみえになります。現実、こういうグラフで上がってき ているのは、ああ、そうなのだなと。以前、亀山では見たこともなかった車ですが、「随 伴車」って書いてやってみえるので、いいことだなと認識しています。

執行部:代行業の支援の話です。基本的に県の方としては、この代行業の立ち上げに対して 支援は考えていません。飲酒運転の防止の基本は、お酒を飲みに行く場所に基本的に車 に乗っていかない意識を徹底させることが最初の基本で、乗っていった場合に代行を使 いましょうということが基本だと考えておりますので、今のところ、この立ち上げに際 しての支援は考えておりません。

委員:運転代行業が空白になっている市や町のデータは持っていらっしゃるのですか。もしあるなら、後日で結構ですが、検討会に出していただけると非常にありがたい。参考にさせていただきたいと思います。どういうところが空白になっているのかを確認させていただきたいと思いますのでお願いします。今、アルコール依存症の方の話が出たのですが、久里浜式アルコールスクリーニングテストを薦めていただく場面があることをち

ょっとおっしゃっていただいたのですが、そこをもう少し詳しく、どういう時にどういう形でそのテストを進めていただいているのか、そのテストする場所とか、どこまでのアドバイスをしていただいているのかを教えてほしいのですが。

- 執行部:これは行政処分の執行をする時とか、免許証を持っておみえになったり、もちろん 停止処分者講習を受けに行かれたり、そういうところでペーパーでやっていただいています。車内に置いている気が利いた警察官もいるかわかりませんが、すべて飲酒運転の 場でやるわけではありません。常習かどうかも免許歴を調べないと分からない話ですから。停止処分に来られた時には、そういうことがすべて判明していますので、そういう 機会をとらえて停止処分者の講習の中で実施していたりしています。
- 委員:分かりました。パッチテストみたいなものではなくて、ペーパーテストにより簡易診断するということですね。それを講習時に受けていただき、自分の傾向を知っていただくものだと理解をさせてもらいました。県の方の資料の4ページに、飲酒運転の根絶についての参考資料の最後に、常習飲酒運転者対策のための連携強化が書かれておりまして、アルコール依存症者等の飲酒運転を防止するための諸対策について、この常習飲酒運転者対策推進会議を開催すると書いてあるのですが、これは今どんな状況になっているのか教えてもらえませんでしょうか。
- 執行部:これは内閣府の交通対策会議の決定で、平成19年の12月に常習運転者対策の推進についての文書が出されております。その中に、パッチテストとか行政処分の時の常習運転者の把握をしなさいとか、トラック業者その他運送業者に対する働きかけ、いわゆるアルコール検知器の普及促進を図りなさいとか、メーカーにはアルコールのインターロック装置の活用について検討してくださいとの、そういう決定がされているいろ下りてきていることでございます。この文書につきましては、平成18年15日に決定されて、これ以降、それぞれの各県の交通安全運動にはすべて飲酒運転の根絶との言葉を入れることに統一されておりますので、参考にこれを付けさせていただいたことでございます。
- 委員:これもまた通知文そのものの参考にしたいと思いますので、また後刻、座長を通じてご提出いただければありがたいと思います。通知を踏まえて、県としての取組としては、おっしゃっていただいたように飲酒運転撲滅との言葉が、それぞれの運動の中に入ること以外は特に、例えば、三重県版のこういう推進会議を持つとか、そういうのは今のところ無いわけですか。
- 執行部:ご指摘のとおり、飲酒運転だけに関しまして交通対策協議会の中で協議をしたこと はございませんが、先ほどもご説明させていただきましたように、年4回必ず、この各

- 資料の中にありますように各交通安全対策協議会、県下で 122 団体ございます。この中で幹事会として 48 団体集まっていただいて必ず会議をしております。その中で飲酒運転についても、常にそういうお話をさせていただいております。これが現状でございます。
- 委員:その交通安全対策協議会のメンバーが分かるような資料もいただければありがたいと 思います。ちょっと参考にさせていただきたいということでございますので、それ以上 もそれ以下もありませんので、お願いしたいと思います。私からは以上です。
- 執行部:環境生活部資料の12ページに一覧表を付けてございますので、それがすべての交通対策協議会の傘下の会員でございます。
- 委員:そうしましたら、今、資料の提供要請のありました代行業の地域間の資料と飲酒運転の根絶についての具体的な対策の資料、それぞれご用意をよろしくお願いいたします。
- 執行部:代行業の関係ですけど、これは署単位でよろしいですか。先ほどお話しました KAST は、多分インターネットでも取れると思います。あなたはお酒を何回飲みますかとか、 他人からやめろと言われたことがありますかとか、いろんな項目がありまして、参考までです。
- 委員:ご説明ありがとうございました。今、飲酒運転で検挙されている方、随分減っているということですけれども、どの時期にどういう年齢か、どういう特色のある人たちが検挙されているかとか、そういうことは実際今、データとしてはあるのでしょうか。
- 執行部:取締りデータの中で検索をすれば可能ではあると思いますが、あえてそういう統計 的なものは作ってはおりません。
- 委員:では、他県と比べて三重県の検挙される人の特徴は何かお感じになることはありますか、地域的なこととかを含めて。
- 執行部:他県のそういう特徴を出したような資料を私らは持ち合わせておりませんし、他県がお作りなのかどうかも私は分かりません。全国的な飲酒の違反について時間帯等を統計的に分析した資料がなく、比べられないので、申し訳ないですがお答えできません。
- 委員:分かりました。せっかく作る条例なので三重県らしい特色を出していけたらと思ったのでお伺いしたのですけれども。時期的とか年齢とか、何かそれで防げるようなものがあれば盛り込みたいと思ったのでお伺いさせていただきました。また、インターネットでもいろいろ検索してみます。ありがとうございます。
- 委員:今の話として、高齢者に未だに多いのも一つの傾向と捉え方ができるのかはあります ね。また、やり取りの中でしっかりと考えていきたいと思います。よろしいですか。

- 委員:違反をして摘発されて、その後、ある処分が出たとして、再び同じようなケースで取締りを受けた例はかなりあるのでしょうか。
- 執行部:飲酒運転をしまして、今、0.25以上ですと取消2年になりますので、その間に無免許になるわけです。無免許でまた検挙された場合は別として、通常はその後、また運転するわけです。そうしますと2年以上前に飲酒があったことしか把握できないですね。それをもって再犯とは言えるか、常習性と言えるか、ちょっと疑義があるところです。もう一つは、免停で済んだ場合です。90日の免停の場合は90日後にまた運転する機会がある。その時にまた飲酒で引っかかる場合は、常習性を2回目なら疑い、3回目なら大分ひどいのですが、3回目というと、多分点数的にあり得ないと思います。最初、15点まで累積されると取消になります。1回目で13点ですから、次、免停が1回あって1年以内にやると13点、取消になってしまうのですね。そこなので、再犯で何回も繰り返すという指導をしていくのは結構困難かと思います。そういう意味からも、把握したとしても多分少ないのではないかと考えられます。
- 委員:両部局の説明で飲酒体験ゴーグルとかハンドルキーパー運動とか、両方の説明に出てきたわけですが、これをどうやって連携や棲み分けをしているのか、または共同でやっているのか。今日は両部局ですが、運動の推進事項も県とか市町とか警察とか運輸局とか道路管理者とか、一つのことをしていくのに、連携を組みながら実施しているのか、分かりにくい気がしている。
- 執行部: 先ほどからご説明させていただいていますように、県の環境生活部に各関係機関を 集めた交通対策協議会を作っております。その中で年間運動をやりましょう、各季の交 通安全運動をやりましょう。それについては、それぞれの機関や団体にこの資料のよう にこのようなことをやってくださいとお話しをして下ろさせていただいています。各そ れぞれの運輸局なら運輸局、あるいはディーラーさんならディーラーさんで、こういう ことをやってください、それぞれの自分らのところでできる交通安全運動をやってくだ さいとの形で、それぞれ書類なり実施要綱なりを示させていただき下ろさせていただい ています。飲酒ゴーグルの関係につきましては、県も研修センターに5基用意をしてご ざいます。警察もそれぞれに何基か持っていると思います。それぞれ必要なところへ貸 出をさせていただきます。また、研修センターでは講習に来た一般ドライバーに対して、 それぞれゴーグルを使って飲酒の体験をしていただいています。イメージ的には先生の おっしゃるように、県の対策協議会がいろいろなことを決めて、それを下へ下ろしてい くとイメージで結構かと思います。

- 委員:ありがとうございました。もう1つは、高齢者に飲酒の罪の意識の希薄さがある傾向があることらしいのですが、高齢者ともう少し若い人と比べると、若い人が飲み屋の多いところで飲んで帰っていくのと、高齢者が家で飲んで車に乗って出てくのと、少し飲酒運転の仕方が違うのかと。啓発の仕方を分けて考えないといけないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- 執行部:まず1つ、高齢者については、私の感覚的なとこで申し上げましたので、傾向であるとか本当に多いのかと、しっかり計算したうえでないと申し上げるのはまずかったかと思います。お年寄りや高齢者は、自宅で飲んできた方もいれば、お酒を提供されるところで飲んできた帰りの方もいれば、コンビニとか。これは若い人と差が感じられない方もいます。感覚的で申し訳ないですが、飲んだ先とかいうのを見ますと、コンビニで飲んだ、仕事の帰りに飲んだ、夏は仕事の帰りに暑いから飲んだ、畑仕事の後で飲んだとか、そういう行事があって飲んだとか。まず一つは、そういうイベントをされる時にはお酒は提供されるのであれば、そこら辺をしっかりと主催者側に注意を促すことも大事だと思います。もちろん飲み屋さんではお酒を飲んで運転はしないでくださいと啓発もしていただいているわけですが。年齢的にお年寄りはこれが多いとか言うと、そこはしっかりと調べてみないと分かりません。何分にも分母が小さいので統計的に出るかどうかは分からないのですが。
- 委員:環境生活部にお伺いをしたいが、交通安全運動の中でハンドルキーパー運動への参加とか、運転代行業の利用促進を呼びかけていただいているが、具体的にどうやって呼びかけをしてもらっているのでしょうか。
- 執行部: 先ほどから申し上げているようにそれぞれの機関、安全協会なら安全協会を通じて それぞれやってくださいと、あるいは代行業については、それぞれ対策協議会傘下の個 人にすべて行き渡るように教育をしてくださいという形で要綱を配付しております。基 本的には、その122団体のそれぞれの構成員の傘下の人までいけば、県内の従業員の免 許を持っている人には、ほとんど行き渡るのではないかと考えております。あくまでも 理想論でございますけれども、そこでそれぞれに事業所において下ろしていただければ、 意識は徹底していくのかなと考えております。
- 委員:あくまでもこれは条例検討会であって、環境生活部の常任委員会ではないので、軽い 要望だけにさせていただきます。状況だけ聞かせていただきました。厳罰化されて、警 察の取り締まりが強化されて、件数が如実に下がってきており、非常に効果があると感 じましたが、あくまでも事後の対応です。やはり飲酒運転の根絶と銘打っているので、

そういう観点からすると、予防というか、させない、しない、そういうふうな風土づくりは重要で、もう少し環境生活部としてハンドルキーパー運動なり、この運転代行業の立ち上げの支援なりの形で本腰を入れていただく必要があるのかなと感じました。

- 委員:警察本部にお伺いしたい。先ほど資料3 で経緯のご説明をしていただきましたが、昔は、酒気帯びは何もなかったとかいう流れの中で段々60日、1年、2年、3年と厳しくなってく状況で、一方で飲酒事故はここ10年で7分の1に減りましたとか、検挙件数は8分の1になりましたとか、これはすばらしいことだと思います。この数字グラフを見ていくと、大分と減少されていく中で、今回、条例を考えていくのは、今後も罰則を厳しくしたから検挙数も下がったとか、3罪の新設とかいう話もありましたけども、今後の流れとしてもやはり罰則強化に対する減少を今後もやはり押し進めていくべきなのか。大体5年10年ぐらいで厳しくなっているかと思うのですが、所見をお伺いさせていただきたいと思います。
- 執行部:法改正は警察庁でしております。平成14年に一度改正しましたが、さらにまだ飲酒運転の件数が上がる傾向があり、各県で悲惨な交通事故があったことを受けてさらに厳罰化し、行政処分も厳しい背景となってきております。また悪化する傾向を見せない限り、厳罰になるような考えはないのではないかと私は思います。あくまでこれは県警で決められる問題ではなく、警察庁サイドの話です。警察庁も議員さん等からいろいろな意見を伺う要望窓口もありまずが、ここ最近、改正があることは聞いてはおりません。
- 委員:今、執行部から「改正はないのか」とのご意見があったと思うのですが、私も三重県の情勢を考えると、飲酒の死亡事故数は今のところ、今年は4名と、やはり罰則を重くすることとの相関関係はなかなか表れにくいのかと感じております。となると、やはり環境生活部が行われているような防止の運動で啓発していくのが重要になってくるのかと感じております。もう一度再確認ですが、今後、仮に罰則を厳しくしていくとしたら、一定の効果として更に減少すると感じられますか。
- 執行部:非常に難しいご質問ですが、先ほど申し上げた依存症の方にとって罰金が200万円になっても、そこら辺の天秤はいろいろあると思いますが。少なくはなるかわかりません。どんどん減っていくか、1,000万円に上げても。もちろんそれは常識のところもあると思うのですね。飲酒運転でそういう罰金の額を、又は懲役を上げてしまうとなると、他の犯罪との均衡を考えた時に、殺人と同じぐらいになってきたら大変な話だと思います。限界はあるとは思います。どんどん上げていけば、またどんどん飲酒運転数が減るか、私もお答えしにくい気はあります。飲酒運転は死亡事故もあるのですが、大半は飲

まれた方が自分でお亡くなりになるのが多いですね。飲まれて相手を亡くならせた、相手に怪我をさせたのは少ないのではないかという気はします。中には追突されて、追突された方が飲んでいて発覚したこともありますが、ご自分でぶつかり発覚することが結構あります。また、亡くなられた場合は血中にアルコールがあった例が多いですね。

- 委員:これはお願いなのですが、他の犯罪等の罰則規定との横並びもあるかと思いますが、 罰則を強化することに対する死亡事故の効果が、1,000万円は極端な例だと思うのです けれども、今、100万円だから、今度、例えば、300万円にしたら、どういう効果が表 れるのか、常に罰則強化と事故数のバランスをいつも考えていていただきたいというの がお願いです。それと、依存症の方の話で、再犯はそれほどないとの言葉が何度かあっ たと思いますが、依存症の方が飲酒運転で事故をされることはそれほどないとの理解で よろしいのですか。
- 執行部:2回目だから依存症という判断も難しいと思います。免停を受けて2回目の飲酒運転をすると取消になりますので、酒気帯びの場合、普通に免許を取られるのが2年後になるのですね。過去2年以上前のものをもって常習性があるとの判断ができるか非常に難しいのです。過去にもあったので、一度スクリーニングやってみてくださいとか、お酒がないと運転ができないことはないですかとか、そういう質問は差し上げますが、決めつけることは難しいと思います。2ヶ月前に飲酒で免停になって、また2ヶ月後に捕まった人が何人いるか、数字を今のところ、具体的にはつかんでいません。
- 委員:現状の処分の処置から言った場合、再犯性がどうかというのは非常に読み取りづらいということですよね。それ以上の追跡ができないということですよね。これは学者先生に聞いたほうがいいかもしれませんね。
- 委員:この罰則の強化の歴史と飲酒運転や事故と相関関係の図がありますが、啓発運動の歴史の変化、すなわち、啓発の内容や量の変化によって、事故や検挙数の差に相関関係が出てきた資料はあるのですか、ないのですか。
- 執行部: 啓発については、飲酒運転は、「飲んだら乗らない」との言葉はずっと過去からも言ってきておるわけでありまして、それが何人の方に伝わったかとのデータはちょっとございません。ハンドルキーパーについては、全国の県の交通安全協会を通じて広報啓発しなさいという運動が始まったのが平成18年ですね。そういう効果も確かに減少の中にはあるのだろうなと思います。飲酒した場合は、乗るのであれば代行業を頼むか、ハンドルキーパーを頼むか、タクシーで帰るか、飲みに行かないか、いろいろな選択はあると思うのですが、公共交通機関は三重県の場合、結構早く終わってしまうため、ど

うしても車で帰ってしまうことがあったのだろうと思います。しかし、そのような中で、これだけ減ってきているのは、飲酒運転は悪質だとの認識と、代行業でも帰れる認識等と、誰か飲まない人を連れていこうと認識と、そういうものも相まって事故なり取締り、現実に飲酒運転の件数が減ってきていることに至っているとは思います。おっしゃったいろいるな広報はあると思いますが、広報に対しての歴年の数字はございません。

- 委員: どれだけに伝わったか分からないけども、この年から新しい取組を始めたため、ぐっと下がったこともあるわけですね。例えば、この罰則みたいにこの年に厳しくなったから下がっている、またはこの年に新しい啓発取組をやったから下がった顕著なものはないわけですね。
- 執行部: 私の記憶の中では、その平成 18 年以降のハンドルキーパーが新しい取組であったと思うのですが、その後、広報といいますのは、法改正があった時に、飲むとこういうふうに厳罰化されました広報ですね。それと、毎年行っているのが「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」との広報です。その他、目立って飲酒の広報はあった記憶がないです。
- 執行部: 先ほど申し上げたのですが、18 年以降、毎回の安全運動に飲酒運転の追放あるいは根絶との言葉で重点項目に入れてございます。平成 18 年の年末の運動から、それまで飲酒運転の「追放」との言葉から、「根絶」との言葉に変えて非常に厳しく、全く根絶やしにすべきものであるという感覚で県民の皆さんに広報させていただいているということでございます。私の記憶で申し訳ないのですが、飲酒運転の追放との重点については、年4季のすべてには入れてなかったような気もします。若干調べてみないと分からないのですが、以前は入る時と入らない時とがあったような記憶がございます。
- 委員:環境生活部の資料の9ページに、いろいろと運動の推進事項があるのですが、その中で教育関係機関、高校、中学校、小学校あたり児童生徒といった、これからお酒を飲まれる世代に対して、何らかの飲酒運転に関する運動が教育委員会と連携して特になされているのかどうか教えていただきたい。また、県警本部に検挙者の情報、個人情報をマスコミに提供されるにあたってのルールはあるのかどうか。例えば、酒気帯びで捕まった場合は名前出さないとか、事故を起こしたら酒気帯びでも名前を出すとか、そういうルールがあれば教えてほしい。
- 執行部:体系的な交通安全を推進しており、その中でそれぞれの教育委員会、あるいは小学校、幼稚園それぞれで交通安全教育を実施しております。特に目立ってお願いして、子ども対して飲酒運転の防止の教育は、教育委員会を通じてお願いはしてございませんが、

警察でやっていただく、あるいは、アドバイザーなどでやっていただく時は、飲酒運転はだめですよと、これはお父さんお母さんに必ず言ってくださいよと、そういう教育のことはやっておりまして、子どもを通じて家庭に対して交通安全、飲酒運転の防止を呼びかけていく活動をやっております。

執行部:検挙をされた方については、個人情報がありますので、もちろん単なる検挙では提供はいたしておりません。ただ、飲酒の絡んだ事故の場合に、これも問題ですが、飲酒運転であったところが、例えば、酒酔いの場合、完全な取消については、これも個人情報になってしまいます。そういう難しさもあって、この人が飲酒運転だったことは公表していると思うのですが、数値的なことが分かるような公表はしていないと思います。そこら辺を言ってしまうと、細かい個人情報、その人の処分情報にもなってしまいます。公表するのは、基本的には死亡事故とか大きな事故を起こした場合、又は逮捕した場合には公表しています。それ以外はしていないのが現状であると思います。

委員:例えば、人身事故で被害者の方が軽傷なり重傷なり、命を落とされてない場合は、取扱いはどうなされているのでしょうか。

執行部:これは怪我の度合いによっても公表の規準がございまして、一般的にそういう大きな事故でない限りは、人身事故であっても公表いたしておりません。それと、申し訳ございません。資料1の飲酒事故で、これらすべて0.15以上あるという意味ではございません。飲酒ありであり、0.15未満であった場合も、この人身事故の件数、飲酒の死亡事故といういわゆる飲酒事故の件数の中には、そういうものも含まれておりますので、すべてが0.15以上ではないとのご認識で、改めて訂正をさせていただきます。

委員:それでは、他になければ、飲酒運転の現状等に関する執行部からの説明を終了したいと思います。環境生活部、警察本部におかれましては、大変な貴重なご説明をいただきました。お疲れ様でした。それでは、両部におきましては、ここでご退席を願いたいと思います。

(執行部、退席)

それでは引き続き、次に、事務局から今回の条例検討にあたり、他県の既に条例が制定されているところの内容について説明を行ってもらいます。手元の資料に従いながら、事務局、説明をよろしくお願いをいたします。

|2.他県の飲酒運転防止条例について|

事務局:【資料1-1から資料3まで説明】

委員:ありがとうございました。非常に詳細にご説明をいただきました。また、比較集、条例集等もあり、前回の資料要求にありました各国の状況も、集められる範囲ですが集めていただきました。委員の皆様から、この他県の状況等を踏まえて、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

委員:5県のうち福岡は先行して間もないですが、大分、宮城、山形、沖縄の条例制定後の 事故者数の推移がどうなのか教えていただけないでしょうか。

事務局:申し訳ないのですが、今回、説明は条例に関してのご説明ということで、その部分 だけしか調べてございません。

委員:また後ででもそれは資料をお願いできないでしょうか。

事務局:県警本部にお願いするなりの形で調査をさせていただきたいと思います。

委員:海外の件ですが、先ほどアメリカの話がありましたが、<u>資料2</u>の一番下のオーストリアがこの中では一番あまい規準だと思うのですが、オーストリアの現状についても、また教えていただければと思います。

事務局:分かる範囲で調査をさせていただくと、ちょっとオーストリア、状況が分かるかど うかわからないのですが。

委員:この資料を取るのにも相当時間頑張ってくれたので、それを取れればという範囲でお願いします。

委員:聞き逃したのかもわからないのですが、資料1 - 1 の5ページの12条で、違反者の家族等の責務って書いてありますよね。これ、違反者の家族等の責務は、どこを捜すと具体的な内容が分かるんですかね。

事務局: <u>資料1 - 2</u>の22ページに、これは福岡県の条文ですが、違反者の家族等の責務について、第12条が規定してございます。

委員:もう1回読んで、またあったら言います。ありがとうございます。

委員:ちょっと資料がいくつかに分かれているのですが、条例文全文も資料として付けてありますので、ご覧いただきたいと思います。

委員:他国の状況もしっかり調べていただいてありがとうございました。私が言いだしたことなので、非常に申し訳ないなと思いながら。ただ、国の流れはそうですが、地方政府としても毅然とした態度を取っているところがあるのか、その辺の情報も知りたかったのでお願いしました。本県は本県なりにとの委員の話もありましたが、私もなんとか厳罰化で減ってきたものの、根絶を目指してこの条例が機能すればとの思いです。福岡県がかなり進んでいるように、私も事前に目を通させていただいて思ったのですが、その

内情についてはある程度ご存じですか。例えば、飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣がありますが、どういう方がアドバイザーで、どういう役割で入っておられるかご存じだったら教えていただきたいです。

事務局: 私自体は調査をさせていただいてないのですが、8月に議会運営委員会で調査に行かれましたので、その辺の情報を取っておられましたら、ここの会議にも行かれた方おられますので、ご紹介いただけないでしょうか。

委員:福岡については、条例の成り立ちであったり、作っていく経緯であったりとか、作っていくプロセスであったりとか、そういうところを中心に聞かせていただきました。実際、どういう施策を実施しているかをお聞きする時間がなかったので、議運でもそこまで把握できていません。

委員:総合計画もご存じではないですか。

事務局: それは取っておりませんので、取るのであれば依頼して取ります。

委員:総合計画まで謳っているのは福岡県だけのように思いましたので。できたら、それあ たりも見させていただきたいと思います。

事務局:福岡県議会へお願いいたします。

委員:今日は条例の内容の一覧の比較で、中身そのものまでは、まだ事務局も調査し切れてない部分がありまして、今後、例えば、その辺のところをもう少し、その議会に調査に行くとか、ないしは、その関係の方に来ていただいて参考人質疑をすることも含めて今後、検討できるのかと思います。また、こんなところをぜひ知りたいことも含めて、今日、お出しいただければと思います。引き続き、どうでしょうか。

委員:事務局さん、本当に良い資料を作っていただきましてありがとうございます。非常に他県との比較が分かりやすくなっていますので、これを元に三重県としてどういう方向で行くのか、またこの検討会で議論していくべきかと思っています。これは事務局への質問でなく、委員の皆さんとの協議の話になってしまいますが、他県の場合は何かの事件、事故を契機に作ってきたところがあります。三重県の場合は、実は一昨年末に私の地元の志摩市で飲酒絡みの死亡事故があったので、非常にその時から心を痛めておりました。特段、今年度は幸いにしてそういう大きな事故がない中で、条例を作ることについて、一定我々の間でも意見の統一をしておきたいのですが、三重県の場合はやっぱり防止をしていく観点を持ち、そういう重大事故が発生する前に、今、我々が率先して議員としてこういう条例を作っていくべきであるという認識を私自身は持っております。皆様方のそういうことに対する反論やご意見があれば聞かせていただきたいと思うと

ころであります。大分県の条文を見ますと、10条まであって非常に漠とした条例になっ ています。一方で福岡県は細かくなっていますし、宮城県も結構細かく何をするべきだ と、県は何をしなさいとか、誰それは何々しなさいとか、具体的な施策についても結構 書き込みがあって、ただ、福岡県レベルではなく、山形にしても沖縄にしても、若干宮 城県と似たようなところがあるのかなと思いながらも、中身を深く読み込んでないので すが、細かな大事なところは、あとは県に任せますとかに止まっています。どこまで我々 として踏み込んでいくのか、ぜひ議論をしていくべきかと思います。私個人の意見を申 し上げさせていただくと、大分県のような理念だけの条例であるならば、我々がこうや ってわざわざ集まってやる必要もなくて、それなら執行部からこういうのを提案しても らうことを求めていけばいいのです。やはり我々としてはもう少し実行力のある条例を 目指していくべきかと思っています。どういう内容を入れていくかは今後の議論である にしても、福岡県のように過料まで科すようなところまでいってしまうのかどうかは非 常に議論のあるところです。我々議運で行かせていただいた時に、なぜ過料まで、しか も、また、働いている職場に飲酒運転した方の名前も通知すると個人情報の保護の領域 に踏み込んだところまで行った理由は、やはり子どもさんを亡くした事故があったりと か、高校生が亡くなった事故があったりとか、悲惨な事故が続いたという非常に思いが あり入れているとのことでした。先に申し上げたように我が県の場合は幸いにして、ま だそのような悲惨な重大事故が最近は起こっていないことから考えると、そこまで一気 に行ってしまうのもいかがなものか。結局申し上げたいところは、大分県よりはもう少 し実効性のあるものにしたいけど、福岡県みたいに過料まではちょっと難しいかなとい う思いを述べさせていただきました。

委員:この後、その方向性の部分でも、また皆さんのご意見もいただきたいと思いますが、 委員から他県の条例を見た範囲で、どこまで踏み込むのか意見をいただいたと思います ので、また、時間があればその方向も議論したいと思います。非常に精細な資料をお作 りいただきまして、まだまだ読み切れるものでもないと思いますので、今後、今日のこ の他県の条例に関しては、常に資料としてお持ちいただいて、三重県としての具体的な 条例の中身の提案とか議論の時に参考になるものであると思いますので、そのような活 用の仕方をしていければと思います。

委員:三重県と同時進行でつくられている県があるか聞いていますか。福岡県が平成24年 の4月現在で、一番最近ですよね。

事務局:今のところは聞いてございません。

委員:この条例の他県の中身について、そのほか、よろしいですか。では、追々、今、委員からも中身どういう内容かとの話もありました。今後もそういった議論はしていただいていいのかと思いますので、ひとまず、この他県の条例の中身についての調査は終わりたいと思います。ありがとうございました。事務局、ありがとうございました。

3 その他

- 委員:そうしましたら、先ほど委員からも少しこの三重県の条例の大枠といいますか、方向性といいますか、どこまで踏み込むかとの話もあったと思います。せっかくの機会ですのでその方向性をかちっと決めるところまでいきませんが、三重県としてどういったものを作っていくのか、皆さんのご意見を少しお聞かせ願えればと思います。ベーシックの条例の形としては、先ほどご説明をいただいたところの資料1 1の3ページを改めてこれを見ていただきますと、いわゆる他県の条例における理念的な内容の流れとしては、この3ページの大まかな構成が一つの形なのではないかと思っております。そのうえで、例えば、福岡みたいに過料まで科す具体的な内容を書き込むのか。また、今、委員の話があったように、理念条例から少し踏み込んだ実効性のあるものにしてはどうかと。その内容についてはこれから皆さんと協議をしていきたい部分かと思います。本県の目指す条例の大枠の姿をどういったところに持っていったらいいか、皆さんのご意見なり想いがありましたらお聞かせを願えればと思います。
- 委員:自分はまだそもそもまだ少し腑に落ちないところがあります。法律できちんと違反であることが決まっている中で条例を作る。もちろん法律と違う部分をおそらく条例で作ると。今、委員からもあったように防止とか予防の部分で作ることでありましょうけれども、憲法があって法律があって条例まで来るわけですが、できうる限り、県民であるとか国民を縛ることは本当に最終的なことで、できるだけ無いほうがいいことだというのを、まず根本として思っています。そういう中で今回、飲酒運転の特に大きな事故もない中であえて防止の条例を作る、その必要性をきちんと皆さんで議論をまずしたい。そのうえで、例えば、法律にあえてない部分をだからこそ条例化しなければいけない。そうであればどこまで県の責務とか県民の責務とか。どこまで縛っていいものなのかをきちんと議論したい、そういう思いでございます。
- 委員:必要性の議論もしっかりしたうえで、今日、法律の中身を一つ警察本部からも確認したわけですが、そことはまた違うところの条例として書き込む必要性のあるところ確認をしていったらどうかのご意見だと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 委員:今の委員のお話にも関係あるかと思いますが、何かがあってから動くのではなくて、何かを起こさないために必要だと私は思うのですね。私は子どもを持つ母の想いから言いますと、やはり事故があってからできるのであれば、なんでもっと先に作ってくれないのだとの想いはあると思うのです。実際、飲酒運転によって、私もお酒をたしなむほうですので思うのですが、何かがあった後は、すごく被害者家族ですとか本当に長々とつらい思いが残ってしまいます。やはり三重県とか私の地方のようなすごい田舎のところですと、何年もかかって、そして、何代にもわたって遺恨が残るなどすごくつらい思いをやはりしますよね。三重県が今、この県議会として条例を作るのは、幸福実感度日本一という三重県のそういう想いがありますので、幸福実感度を上げるための一つとして、この飲酒運転の防止の条例が必要ではないかと私は思います。
- 委員:はい、分かりました。予防の観点から必要性を感じるのではないかの部分で、何かが 起きる前にこういったものをしっかりと規定していきたいお考えですね。分かりました。
- 委員:私も委員とちょっと似ているスタンスです。何かあってからではというので同じなのですが、そうなってくると、この3ページの例の目的のとこですね、一番上に掲げてあるところが、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現と書いてありますが、これを私予習していて、三重県らしさって何なのかと思って考えていたのです。例えば、私の案ですと、今年現在ですと、4名の方が飲酒死亡事故によって三重県内で亡くなっているわけですね。これをゼロにしましょうとか、県民目線で分かりやすい形で目的を持って条例制定をしていったらなと思っています。そして、委員から縛りの無いとのご意見もあったと思うのですが、私は、飲酒運転そのものをなくすことは当然のことであって、そういう面から見ると縛りではないのかなと思っています。何が言いたいかというと、一つは県民の方に分かりやすい形で飲酒運転をなくすとの一つのキャッチコピーなものを、皆さんでまずどこから落としていけば分かっていただけるのか、一つ意思統一なりをしていただければと思っています。
- 委員:例えば、山形なんかは、名称に「しない、させない、許さない」と非常に分かりやすい内容になっているのですね。他のところなんかは根絶とか撲滅の部分で、名称に入れていくとか、この条例のうえでのキャッチコピーとして分かりやすく考えるとか、例えば、目的のところに非常に明確な目的を入れるとか、そういった部分で県民に訴えやすい部分で考えていったらどうかと、こういうとらえ方でいいですかね。
- 委員:あくまで法で厳罰化して数が減ってきたのは、一定の効果があると思います。ただ、 厳罰化の限界もあるわけで、三重県としてさらに、「しない、させない、許さない」と

の意識がしっかりと浸透するように、決して県民の方を縛るのではない、みんなが気づく、率先してそういう飲酒運転をしない、あの人、飲酒運転をしそうだなといった時に声を掛けるなどとか、そういうふうな風土になっていくような条例にしていきたい。そのあたりが分かりやすく伝わるような条例にすべきだろうと思います。例えば、飲食店の方の責務の項目で出ていますので、そうすると、飲食店の方にある意味、商売の邪魔になるような条例ではないかと取られがちですが、ただ、飲酒自体が駄目ではなくて、適切な飲酒のもとでお酒を楽しんで、飲んだ時には運転は絶対しないと。周りにもさせないということを飲食店の方も深く強く認識をしていただくような条例ということで、縛ることではないのかな。縛るとの表現、ある意味、捉えられ方をするのであれば、それは違いますよという説明も必要なのではないかと思います。もう1点、やはりなくなっていかない背景には、アルコール依存症があるのではないかと感じております。その辺はデータとして数値として確証は難しい部分ではありますが、一定、そういう方を適切な治療につなげていくことも、この条例の隠れた意義、効能、効果を本県としては考えてみてはどうかと、私個人としては考えているところです。

委員: 先ほどの話は委員からは、いわゆる厳罰化をされてきたけども、一つそこに限界もあるのではないかと。より厳罰化をしていっても、罰金をいくらにしても、それに対しての影響がどこまであるのかとの部分での限界があり、ゆえに条例で規範性を高めるとか、その意識を高める意味においても、どう書き込んでいくかを考えていきたいとのお話がありました。アルコール依存症との因果関係、これは明確な数値はないかもしれないけども、ここに対する一つの光りを当てるような条例にならないだろうかと、そういうご意見でよろしいですかね。

委員: 罰則をどれだけ厳罰にしたところで、縛ることにはならないですね。どれだけきつい 罰則でも、飲酒運転をやろうと思ったらやれるのですよね。罰があるだけで、止めることはできないのですね。なんで厳罰があると止まる可能性があるかというと、抑止というか、やると怖いからやめておこうとなるのですね。飲酒運転自体、悪いと思っているか分からない。抑止との方向でいくか。もう一つはみんなでこんな悲惨な事故であなたの、そして自分の子どもを失ったらどうなるのかと。皆でやめましょうとの啓発との2種類かなと思う。これまで、かなり警察や環境生活部で啓発し、道路交通法でも縛りをきつくしてきている中で、県の条例で何をするのだというところです。理念条例的にパフォーマンス的に条例をつくりましたで終わりたくない気持ちがありまして、よくぞここを見つけてこういうのを作ったというものがほしいなと思います。

- 委員: いわゆる抑止効果とか教育・啓発の部分で今までずっと進んできたところはあると。 それの必要性も感じながら、今、本県が考えるものに関しては、理念条例だけに終わる のはどうかということですよね。やはり三重県議会が作った条例としてよくこういった ところに視点を当てて内容を作ったというものにできたらどうかとの意見ですね。分かりました。
- 委員:目的の話を皆さんおっしゃっていただきました。ここは少し座長の思いも代弁させていただくのですが、この飲酒事故等の推移表の中で、平成23年で事故件数は66件、死亡事故件数が6件、取締り件数が619件、これは我々としてはやはりあってはならない数字との認識のもとにスタートさせてほしいのが1点。もう1点は、縛る・縛らない、厳罰化するしない、啓発うんぬんの議論があって、それはこれから深めていくことになります。そういう意味でこの619件の中身が、先ほど警察とやり取りしていると、なかなかもう一つ背景が見えにくい辛さはあるのですが、ここの部分のもう少し突っ込んだ、まさに三重県らしさを出していくことであれば、そこのバックグラウンドというか、分析を可能な限りもう少し押して進めてみると。その中で、年齢が高い、ある地域が多い、宮城県でしたら重点区域を設けて市町村と連携してと書いてありますが、おそらく飲酒事故件数が多いところをピックアップして重点地域とするのでしょうね。そういうことも必要なのかどうかも含めて対象の分析がもう少しほしい。逆に警察の、あるいは環境生活部の資料だけではフラストレーションがあって、もう少し中身をつかみたい。そのうえで、それに対する条例としてできることの限界値までチャレンジをしたいと思います。
- 委員:ありがとうございました。今日の説明の部分である程度の形は見えたのですが、やはりそこから更に突っ込んだ調査をして、そこに一つの意味合い、いわゆるポイントを見つけ出して、そこにポイントを置いたような条例ができればとの部分です。それと、数字が今日示されたわけですが、確かに経年的には減ってきているのですけども、やはり事故、死亡している方、摘発の数はあると。これは本来、我々の立場から考えると、あってはならない数字の部分、そこをどう取り組むかというところで、この条例を考えていきたいとのお話をいただいたかと思います。
- 委員:私は今日来るにあたって、身近で飲酒運転をしたことがある経験者の人に何人かお話をお聞きしたのですが、2種類あると思うのです。酔ったまま運転してしまった人と、酔って時間を置いて酔いが醒めていると思ったのに運転してしまった人のパターンが2つに分かれると思うのです。その時に当然飲酒運転は駄目ですが、自分が醒めている

と思って運転していた人の場合は防ぎようがあると思うのですね。防ぎやすいと思います。そうした時に、自分は大丈夫かと思って乗ると思うのですね。その時にパッと計れるものか何かが家に手軽にあったりするといいのかなと思ったりもします。どういうつもりで飲酒運転をしたかと聞くと、そういう意見が多かったので、何か防げる時の何かになればといいなと思って発言させてもらいました。

- 委員:私の思いは、先に申し上げたところですが、今の委員の意見に絡む話ですが、福岡は代表的に、例えば、厳罰化の方向、法律もそういう方向の中で、そういう北風的な部分だけではなくて、例えば、アルコール依存症の方に対するサポート体制だとか、今おっしゃったような、自分は大丈夫だと思っているけれど、実は体質的にお酒が弱い方で、お酒の分解度が遅いとか、そういうことを自覚していただくためのサポートであるとか、運転代行業のことも含めてですが、そういう委員が気にされているような厳罰化・縛る方向だけじゃなくて、サポートする方向、太陽的な政策ですね、そういったものもこの条例の中に盛り込めるようなことも、ぜひ検討していきたいと。故意犯で酒を飲んで運転して亡くなった方は、確かにその人個人とすれば自業自得で終わってしまうのですが、その方の周りには家族があり、自損であったとしても、そういう方々を思うと、やはり何らかの防止をしていくことの取組は、条例として三重県議会として出していくべきだと改めて感じました。
- 委員:確かに今の法律、道交法等は処罰の方向です。条例に書き込める一つの特徴としては、 サポートの部分を書き込める。これはやはり条例のあるべき姿だと思うので、その辺も ぜひ入れていければと思うのと、自損で亡くなる人が多いとの説明もあったわけですが、 今、おっしゃったとおり、その人自業自得で終わったらそれまでなのかもしれませんが、 その人にも命がある。さらには、その人にも家族があることを考えると、我々議会とし ては、そこの部分もどう防止していくかも必要ではないかと。
- 委員:今日はやはり説明聞いていて、環境生活部の取組としてはちょっと弱いかなと。ハンドルキーパー運動で123の推進機関、こうやって見ましたけども、ここへパンフレットなりステッカーなり、そういうのをチラシとかを配っているだけというと言い過ぎですが、やはり県として取組がちょっと弱いのかな。だから、そういう意味では条例である程度こういうような取組を県の責務としてやって、本当に実効性のあるような予防対策となるようにしていきたいとの思いですので、先ほど福岡県でいろんな協議会を作ったりしており、具体的に執行部の方に大変お世話になる部分も出てくるかと思うので、そのあたりを福岡県の先進事例を調査して、うちの県でもこんなふうにできるかできない

かとか、又は新たな取組、本県としてこのようなものを行ってはどうかと、そういうことを見据えた条例、条文にしていってはどうかと思います。

- 委員:3つ、感想を。アルコール依存症の話ですが、複数回違反した外形から、いきなりそれでアルコール依存症だと強く言っていくのは危険な部分があるのかな。もちろんアルコール依存症の方へのサポートとかは大事だと思うのですが、その福岡に直結する時には、皆さんで議論を深めていただきたいのが1つ。それと、先ほど検知器のお話を委員が言われて、僕も一応安いのを買ったのですが、ちょっと不安なのですよね。もし、これという決定版が確かにあると助かるとの感想が一つですね。それと、今、温かいサポートを条例として書き込む話があり、それがやはり法律で決まっている厳罰化の流れと一線を画して条例を作る意味だと今、聞こえて、それなら腑に落ちるかなと思いました。
- 委員: 良いのではないですか。これまでの議論で非常に前向きの議論が出たなと私は興味を持って聞かせていただき、私もそのとおりだと思います。私自身、酒を一滴も飲まないので飲む人の気持ちが分からなくて申し訳ないのですけれども、やはり飲酒運転は絶対に駄目ということを前提に考えていただいたらいいのではないかと思います。
- 委員:ありがとうございます。そうしましたら、2回目にも限らず、本当に方向性、大枠の 部分で非常にご意見をいただいたかと思います。今のご意見等を総括的にしていくと、 具体的にどう書き込むかは、これからの話で、また皆さんからもご提案をいただきたい と思いますが、必要性の議論等も含めて、また、サポートなのか抑止なのかも含めて、 理念条例にとどめるのではなくて、やはり一つ実効性のあるものとしてこの条例をとら えていったらどうかを確認できたかと思います。そのうえでどういう書き込みをするの か。厳罰化の限界における取組、さらには依存症との関係、また、そのサポートの取組、 そういったところが考えられるのではないかと。これは皆さんの意見で今後決めていき たいと思いますが。そして、併せてちょっと感じられたのは、いわゆる福岡の条例が非 常に特徴的に議論されるわけですが、この罰則・過料でここまでいくか、少し議論を重 ねたい。もう少し言うと、そこまではどうだろうかとのニュアンスを各委員からは感じ た嫌いもあるのですが、その範囲において本県の条例を今後検討していったらどうだろ うか大枠・方向性ととらえさせていただいてよろしいでしょうか。では、今後、その部 分において、今、副座長からもポイントをより明確に分析をしていきたい、また調査を していきたいとのことですので、実は資料3の一番最後のところを見ていただくと、今 日は他県の条例の検討並びに執行部からの現状に関する説明という予定でしたが、皆さ んの想いも感じて、次の大枠の設定についてご意見を聞かせていただいた次第です。そ

れで、その辺の部分まではある程度見えてきたのかなと思いますので、この矢印からいくと、具体的内容の検討になるのですが、ここに入るにはまだ時間が足らないのかなと思ったりするのと、今、副座長からも、より詳細な調査をと話がありましたので、もし皆さんのご意見をいただければ、次の段階で専門的知見を有した方の参考人の質疑等を取ったらどうかと思いますが、その辺のところ、皆さんいかがでしょうか。

- 委員:ぜひお願いしたいと思います。先ほども委員からもアルコール依存症イコール飲酒運転を常にする疑いがあるのは危険だと話もあったので、その辺の因果関係も知りたいと思いますし、実際に飲酒運転を防止するための運動をしていらっしゃる方々に一日の長がありますので、どういったところにポイント置いた運動なり活動なりサポートなりがいるのかも聞けるかと思いますので、ぜひ、そういった方々からのご意見も聴きたいと思います。
- 委員:分かりました。ほか、どうでしょうか。よろしいですかね。そうしましたら、次回については、この飲酒運転防止に関する専門的知見を伺うとのことで、例えば、今、話がありましたアルコール依存症と飲酒運転との関係において、専門的な方のご意見を聴く。さらには、学者の立場というか、いわゆる学説的にこの飲酒運転に対しての根絶の取組等をされている方も聞きますし、また、NPO法人等で市民・県民の立場からそういった取組をされている方も聞いております。どの方にお願いするかは、日程の都合等もありますので、基本的に正副座長にお任せをいただいてもよろしいですか。

(異議なし)

極力、今日の皆さんのご意見を加味したうえで、それに応え得るような方をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そうしますと、次回の日程ですが、基本的には参考人の方々の日程にもよるわけですが、皆さんのご予定も今後、タイトになってくるかと思っておりまして、今日、お手元に日程調整表を大体12月の中旬ぐらいまでのところでお渡しをさせていただいています。大変恐縮ですが、ここにそれぞれの皆さんのご予定をご記入いただきまして、これを今週中に事務局にご提出をいただくことでよろしいでしょうか。それと、その参考人の方の日程等も含めて、日程を早く決めて皆さんにご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員:あと、委員からもお話あったのですが、実際動かしている県でどんな効果があったか、 有志になりますが、政務調査の一環として、この検討会としても行けるところがあれば 行ったらどうかと思うのですが。これは提案です。それは年内でなくて、1月なり2月 なりでいいと思うのです。福岡とか大分とか、そういう既にやっていただいているとこの効果を聴きに行くとか、我々も福岡で聞き逃したところがあるので、もう1回行ってもいいと思うぐらいのところですし、この議提条例の中心となった県会議員さんのご意見も聴かせていただけるものならばありがたいと思います。そういう機会をぜひまたご検討いただければということで。

委員:分かりました。当委員会は検討会ですので、もし委員で県外調査となった場合、政務調査費を用いてのことになりますが、各委員の皆さんからぜひ現場の声ですね、それと、この内容は、この項目はどういう思いでつくられたのか、そのところに県外調査の形になるでしょうか、行きたいとの総意があれば、それは実施をさせていただきたいと思います。それも含めて今後の検討ということでよろしいですか。それはどこに行くか、また、日程をどれぐらいにするか、やるかどうかも含めてとなりますが、これも正副にお任せいただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

分かりました。ほか、よろしいですかね。そうしましたら、第2回目の検討会を終わりたいと思いますが、2回目にしては本当に中身のあるご議論をいただいたかと思います。皆さんの想いを本当に総意として条例の制定に今後また引き続きの調査を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上で、検討会を終わります。ありがとうございました。

(終了)